

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき令和4年5月19日付けで行った身体障害者手帳（以下「本件手帳」という。）交付処分（以下「本件処分」という。）のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を2級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、1級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

身体障害者手帳に記載された障害名のうち、下肢機能障害について、診断書作成時における動作・活動等からすれば【右下肢機能

の全廃】（３級）が相当であり、【上肢機能全廃】（２級）と合わせて障害等級１級が相当である。

弁明書によれば、「右下肢等級４級」と認定した理由として、①「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）」、「家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）」は（ ）内のものを使用せず△（半介助）とあることから、一定程度の運動性と支持性は保たれていること、②本件医師の追加所見なく、同意する旨の回答があったことを挙げている。

①について、本件診断書の補装具欄の未記入は、本件医師による「装具のチェック忘れ等不備」によるものである。「補装具の使用」は、請求人にとって最低限の必要条件（十分ではない）であり、弁明書の「補装具を使用せず」との認定は、前提となる事実と明らかに異なるものである。「補装具の使用」については、処分庁は、審査請求時においてすでに認識していたはずであり、それにもかかわらず、弁明書において「補装具を使用せず」と認定していることは不当である。

②については、本件医師から処分庁に対して「装具のチェック忘れ等不備」の修正・再提出の照会をしており、記入不備を認めている。そもそも筋力テストの評価では、右下肢全て「×」（筋力の消失又は著減）、関節可動域は制限あり、「補装具なし」での歩行は「不能」及び起立位保持は「不能」の状態、つえ、装具、車いすなど「補装具」を使用しないで「座位又は臥位より立ち上がる」ことや「家の中の移動」は、常識的に考えて不可能である。この点、処分庁が、筋力テスト（MMT）の評価では右下肢全て「×」（筋力の消失又は著減）、関節可動域は制限あり、「補装具なし」での歩行及び起立位保持は「不能」と認定しているにもかかわらず、「補装具を使用せず」に「座位又は臥位より立ち上

る」ことや「家の中の移動」が可能と判断したことには無理があり、納得できない。

筋力テストの評価、関節可動域、動作・活動評価、歩行能力、起立位保持などを総合的に判断すれば「下肢の運動性と支持性は失ったもの」といえ、病院側の診断においても「右上下肢機能の全廃」とされている。認定基準に照らしても、下肢全体の筋力の低下のため患肢で立ち居を保持できないもの（「全廃」3級）に該当するものである。

したがって、請求人の障害等級は、「障害等級1級相当、内訳は右上肢2級、右下肢3級」が相当と考える。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日 | 審議経過 |
|-----------|--------------|
| 令和5年6月 6日 | 諮問 |
| 令和5年7月19日 | 審議（第80回第3部会） |
| 令和5年8月22日 | 審議（第81回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、身体障害者手帳（以下、単に「手帳」という。）の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の

定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。
- (3) 法15条1項の規定による手帳の交付の申請の際提出する書類として、同項及び法施行規則2条1項1号が医師の診断書掲げていることから、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、同診断書に記載された内容に基づいて判断を行うこととなる。

2 本件処分について

以下、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は

不当な点がないかどうか、検討する。

(1) 請求人の機能障害

本件診断書によれば、障害名が「上下肢機能障害（右片麻痺）」とされ（別紙1・I・①）、総合所見として「右上下肢機能の全廃」と診断されていること（同・⑤）を踏まえると、請求人の障害は、一上肢及び一下肢の機能障害と判断するのが相当である。

(2) 本件障害の程度

等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る一上肢及び一下肢の機能障害に関する部分を抜粋すると、以下のとおりである。

| 級別 | 肢 体 不 自 由 | |
|-----|-----------------|-----------------|
| | 上 肢 機 能 障 害 | 下 肢 機 能 障 害 |
| 2 級 | 4 一上肢の機能を全廃したもの | |
| 3 級 | 3 一上肢の機能の著しい障害 | 3 一下肢の機能を全廃したもの |
| 4 級 | | 4 一下肢の機能の著しい障害 |

また、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度等級について、認定基準7条は、重複する障害の合計指数に応じて、以下左表により認定することとし、合計指数は以下右表（等級別指数表）により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとされている。

| 合計指数 | 認定等級 |
|-------|------|
| 18以上 | 1 級 |
| 11～17 | 2 級 |
| 7～10 | 3 級 |
| 4～6 | 4 級 |
| 2～3 | 5 級 |
| 1 | 6 級 |

| 障害等級 | 指 数 |
|------|-----|
| 1 級 | 18 |
| 2 級 | 11 |
| 3 級 | 7 |
| 4 級 | 4 |
| 5 級 | 2 |
| 6 級 | 1 |

| | | | |
|--|--|-----|-------|
| | | 7 級 | 0 . 5 |
|--|--|-----|-------|

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。

以下、それぞれの障害の程度について検討する。

ア 右上肢の機能障害の程度及び等級について

本件診断書についてみると、関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）の欄（別紙1・Ⅲ）によれば、筋力テスト（MMT）は右上肢全ての関節で×（筋力が消失又は著減）と診断され、関節可動域（ROM）は一部に制限がみられ、握力は右0kgである（同・Ⅱ・一）。「動作・活動」の評価の欄（同・二）によれば、上肢機能を使用する項目について、右の単独動作の「食事をする」、「コップで水を飲む」及び「ブラシで歯を磨く」並びに共働動作の「タオルを絞る」、「背中を洗う」及び「排泄の後始末をする」はいずれも×（全介助又は不能）とされ、共働動作の「シャツを着て脱ぐ」及び「ズボンをはいて脱ぐ」が△（半介助）、共働動作の「顔を洗いタオルでふく」のみが○（自立）とされている。

一上肢の機能障害における「全廃」（2級）とは、肩、肘、手及び手指の関節の全ての機能を全廃したものをいうとされているところ（等級表解説第3・2・(1)・ア・(ア)）、上記の請求人の状態を踏まえると、請求人の右上肢の機能障害の程度については、右上肢機能の全廃（2級）と認定するのが相当である。

イ 右下肢の機能障害の程度及び等級について

本件診断書についてみると、関節可動域（ROM）及び筋力テスト（MMT）の欄（別紙1・Ⅲ）によれば、筋力テスト（MMT）は右下肢全ての関節で×（筋力が消失又は著減）と診断され、関節可動域（ROM）は一部に制限がみられる。

歩行能力及び起立位の状況の欄（同・Ⅱ・三）によれば、歩行能力及び起立位保持ともに補装具なしでは不能と診断されている。そして、「動作・活動」の評価の欄（同・二）によれば、「座る（正座・あぐら・横座り）」、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」及び「公共の乗物を利用する」はいずれも×（全介助又は不能）と診断されている。

しかし、同欄によれば、「いすに腰掛ける」及び「座る（足を投げ出して）」については△（半介助）とされ、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）」及び「家の中の移動（壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）」については、（ ）内のものを使用せずに△（半介助）とされており、請求人の右下肢には一定程度の運動性と支持性が保たれていることが認められる。

よって、請求人の右下肢の機能障害は、筋力テストの全てが×（筋力が消失又は著減：筋力0、1、2該当）であるとしても、一定程度の運動性と支持性が保たれていることが認められるから、「下肢の運動性と支持性をほとんど失ったもの」（全廃）までは至っておらず、著しい障害と認定することが相当である（等級表解説第3・2・(2)参照）。

したがって、請求人の右下肢の機能障害の程度については、右下肢機能の著しい障害（4級）と認定するのが相当である。

ウ 総合等級

請求人の上記ア及びイの障害を総合した障害程度については、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指数を合計した値により認定することとされている。認定基準に示された等級別指数表によると2級の指数は11、4級の指数は4であるから、右上肢機能全廃（2級）、右下肢機能の著しい障害（4級）について、これらの指数を合算すると合計指数

は15となるため、総合等級は2級となる。

(3) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は「脳出血による 上肢機能障害【右上肢機能全廃】（2級）、脳出血による 下肢機能障害【右下肢機能の著しい障害】（4級）」、総合等級2級と認定するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法性又は不当性を主張しているところ、反論書の提出に際し、本件医師が「装具のチェック忘れ等の不備」を修正して新たに作成した診断書を添付している。

しかし、上記1・(3)のとおり、障害等級の認定に当たっては、申請時に提出された診断書に記載された内容に基づいて判断を行うものであるところ、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級2級と認定することが相当であることは上記2記載のとおりである。

また、処分庁は、本件診断書の障害等級に係る意見の記載に疑義が生じたため、認定審査会に審査を求めた上で、同審査会の審査結果を踏まえ、本件医師に対して、再度の等級意見及び補助具の使用状況について、本件診断書に追記や訂正がある場合には朱書きで記入するよう求めていることが認められるものの、本件審査請求において処分庁より提出された資料からは、本件医師が処分庁の求めに応じて本件診断書に追記や訂正をしたという事実は認められず、本件医師が再度の等級意見について「上肢2級、下肢4級、総合2級」とする回答のみをしたことが認められる。そうすると、本件診断書の記載に基づき、認定審査会の審査結果及び本件医師の回答を踏まえて処分庁が行った本件処分には、違法又は不当な点があるとは認められない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討について
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙1 及び別紙2 (略)